

普通預金「照合表口」規定新旧対比表

改定前	改定後
22. <u>未利用口座管理手数料</u> (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは<u>本手数料</u>以外の払戻がない場合は、当行が定める<u>未利用口座管理手数料</u>を徴収します。 (2) <u>未利用口座管理手数料</u>は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。 (3) 預金残高が<u>未利用口座管理手数料</u>に満たない場合、残高全額を<u>未利用口座管理手数料</u>に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。 <u>附則 本項は2020年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。</u>	22. <u>口座管理料</u> (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは<u>口座管理料</u>以外の払戻がない場合は、当行が定める<u>口座管理料</u>を徴収します。 (2) <u>口座管理料</u>は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。 (3) 預金残高が<u>口座管理料</u>に満たない場合、残高全額を<u>口座管理料</u>に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。 (削除)